

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（船舶）特約書 平成14年10月4日 02-制度-00048 沿革 (略) <u>平成22年3月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第3条 (略) 第4条1～2号 (略)</p> <p>3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、輸出契約等の相手方が<u>第1号</u>に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号に該当する事由により生じた損失を、<u>第2号</u>に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号及び第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 <u>輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格又はG E格以外に格付けされている場合</u> (貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について(01-制度-00069)別紙3政府開発援助契約等（以下、「政府開発援助契約等」という。）のうち1.(1)及び2.に該当するもの（決済方法のいかんを問わない。以下、「円借款等」という。）に係る輸出契約等であって、当該輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において事故管理区分B以外に格付けされている場合を除く。)</p> <p>二 <u>輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上名簿区分P又は事故管理区分Rの場合</u></p> <p>4 日本貿易保険は、第2項に掲げる場合のほか、代金等の決済が起算点（O E C D輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下同じ。）後2年未満に行われる輸出契約等にあっては、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該支払人。以下同じ。）が保険契約の申込時において名簿上E M格、E F格若しくはE C格に格付けされている場合又</p>	<p>貿易一般保険包括保険（船舶）特約書 平成14年10月4日 02-制度-00048 沿革 (略)</p> <p>第1条～第3条 (略) 第4条1～2号 (略)</p> <p>3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、輸出契約等の相手方が<u>次の各号のいずれか</u>に該当する場合には、約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 <u>輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上名簿区分P又は事故管理区分Rの場合</u></p> <p>二 <u>輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格又はG E格以外に格付けされている場合</u> (約款第4条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失を除く。)</p> <p>4 日本貿易保険は、第2項に掲げる場合のほか、代金等の決済が起算点（O E C D輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下同じ。）後2年未満に行われる輸出契約等にあっては、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該支払人。以下同じ。）が保険契約の申込時において名簿上E M格、E F格若しくはE C格に格付けされている場合又は名</p>	

貿易一般保険包括保険（船舶）特約書・新旧対照表

<p>は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>5 第3項第2号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状（保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行するものに限る。以下「I L C」という。）により代金等が決済される場合又は円借款等（借款であって政府開発援助契約等に該当するものを含む。以下、同じ。）により代金等が決済される場合には、当該I L C取得後又は円借款等の契約の締結後、日本貿易保険は、約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>第4条6号（略） 第5条～第16条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p> <p>附帯別表1～6（略） 別表1、2（略）</p>	<p>簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>5 第3項第1号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状（保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行するものに限る。以下「I L C」という。）により代金が決済される場合には、当該I L C取得後、日本貿易保険は、約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>第4条6号（略） 第5条～第16条（略）</p> <p>附帯別表1～6（略） 別表1、2（略）</p>	
--	--	--